

飯綱町景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観計画の策定等（第7条—第8条）
- 第3章 行為の規制等（第9条—第18条）
- 第4章 景観重要建造物等（第19条—第25条）
- 第5章 自主的活動の支援（第26条—第29条）
- 第6章 飯綱町景観審議会等（第30条—第31条）
- 第7章 雑則（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、景観計画の策定、行為の規制その他景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、眺望点の指定等その他の事項を定めることにより、行政、住民・地域、事業者等が協働で、北信五岳に抱かれたふるさとの風景を、愛着をもって守り・育て、誰もが住みたい・住み続けたい町を次代につないでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）景観づくり 良好な景観を保全し、育成し、活用し、若しくは創造すること又は現に存在する景観を改善することをいう。
- （2）工作物 土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物以外のもので、規則で定めるものをいう。
- （3）町民等 町内に住所若しくは居所を有する者又は土地、建築物若しくは工作物を所有、占有若しくは管理する者をいう。
- （4）事業者等 町内で事業を営む者、宅地の造成、土地の開墾その他の土地利用の変更を行う者、建築物の建築等、工作物の建設等その他これらに類する行為を行う者又はこれらの行為に関わる計画若しくは設計を業として行う者をいう。

2 前項各号の規定によるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（町の責務）

第3条 町は、法第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、景観づくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は、前項の規定による施策の策定及び実施にあたっては、町民等及び事業者等の意見

が反映されるよう努めなければならない。

3 町は、建築物の建築等、工作物の建設等及びその他公共施設の整備等にあたっては、良好な景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 町は、町民等及び事業者等の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、町民等及び事業者等の景観づくりに資する活動を支援するよう努めなければならない。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、基本理念にのっとり、自らが景観づくりを担う一員であることを認識し、景観づくりへの関心と理解を深めて、それぞれの立場から主体的に良好な景観づくりに努めなければならない。

2 町民等は、自らの所有、管理、占有又は使用する土地、建築物又は工作物が景観を構成する要素であることを認識し、常に景観との調和に配慮するとともに、町が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、自らが景観づくりを担う一員であることを認識し、景観づくりに対する関心と理解を深めて、それぞれの事業活動が良好な景観づくりに貢献できるよう努めなければならない。

2 事業者等は、自らの所有、管理、占有又は使用する土地、建築物又は工作物が景観を構成する要素であることを認識し、常に景観との調和に配慮するとともに、町が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者等のうち、宅地の造成、土地の開墾その他の土地利用の変更を行う者、建築物の建築等、工作物の建設等その他これらに類する行為を行う者又はこれらの行為に関わる計画若しくは設計を業として行う者にあつては、これらの行為又は業務の実施に際し、あらかじめ景観との調和を十分に考慮するとともに、良好な景観づくりに貢献できるよう努めなければならない。

(来訪者への要請)

第6条 町、町民等及び事業者等は、来訪者に対し、基本理念にのっとり自らの景観づくりの取組に対して、理解と協力を求めることができる。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第7条 町長は、良好な景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を策定するものとする。

2 町長は、景観計画を策定し、又は変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、飯綱町景観審議会の意見を聴くものとする。

(計画提案)

第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第26条第1項の規定による景観づくり住民

協定の認定を受けた団体及び第27条第1項の規定による景観づくり団体の認定を受けた団体とする。

- 2 町長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の規定による判断をするときは、あらかじめ、飯綱町景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の提案を行った者は、飯綱町景観審議会に出席し、その提案に関する意見を述べることができる。

第3章 行為の規制等

(景観計画への適合)

第9条 景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為を景観計画における景観形成基準に適合するように努めなければならない。(行為の届出)

第10条 法第16条第1項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を町長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。
- 3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令(平成16年政令第398号)第4条第1号及び第4号に規定する行為とする。

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の建築等又は工作物の建設等
- (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更
- (4) 屋外における再生資源の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (5) 法第16条第1項の規定により届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの
- (6) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観育成のための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(届出行為に対する助言、指導又は報告)

第13条 町長は、良好な景観づくりのために必要と認められるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言若しくは指導を

し、又はその届出に係る行為の現況について報告を求めることができる。

- 2 町長は、前項の規定により助言又は指導をしようとする場合において必要と認めるときは、飯綱町景観審議会又は景観アドバイザーの意見を聴くものとする。

(届出行為に対する勧告に係る手続)

第14条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において必要と認めるときは、飯綱町景観審議会の意見を聴くものとする。

- 2 町長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 3 町長は、前項の規定による公表にあたっては、その勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えたうえで、飯綱町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(建築物又は工作物の形態意匠の基準不適合に対する変更命令等)

第15条 町長は、法第17条第1項及び第5項の規定による変更命令等しようとするときは、あらかじめ、飯綱町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手日の短縮の通知)

第16条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、速やかに、その届出をした者に対し、法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

(既存の土地、建築物又は工作物に対する助言、指導又は勧告)

第17条 町長は、良好な景観を著しく阻害している土地、建築物又は工作物について、その所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対し、良好な景観づくりに配慮した利用又は管理を図るよう助言、指導及び勧告をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定により助言又は指導をしようとする場合において必要と認めるときは、飯綱町景観審議会又は景観アドバイザーの意見を聴くものとする。

- 3 第1項の規定により勧告をしようとする場合において必要と認めるときは、飯綱町景観審議会の意見を聴くものとする。

(良好な景観づくりのために必要な措置)

第18条 町長は、前条第1項の規定による勧告を行った者がその勧告に従わなかった場合で、必要な改善又は適正な管理が困難であると認めるときは、その所有者等の許可を得て良好な景観づくりのために必要な措置を講ずることができる。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に係る手続)

第19条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得るとともに、飯綱町景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 町長は、景観重要建造物を指定又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表する

ものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第20条 法第25条第2項の規定による景観重要建造物の管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則としてその修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議して、その景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。
- (5) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (6) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成するものにあつては、次項に掲げる基準について準用する。

2 法第33条第2項の規定による景観重要樹木の管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (4) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議して、その景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更に係る手続)

第21条 町長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可を求められたときは、あらかじめ、飯綱町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の原状回復命令等に係る手続)

第22条 町長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、飯綱町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除に係る手続)

第23条 町長は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、飯綱町景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 第19条第2項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の保存に関する助言又は援助)

第24条 町長は、法第46条の規定による求めがあった場合において、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存のために必要と認めるときは、その所有者等に対して助言し、技術的な支援又は保存に要する経費の一部を助成することができる。

(景観重要眺望点等の指定等)

第25条 町長は、特に良好な眺望景観を享受することができる場所で規則に定める基準に該当するものを景観重要眺望点（以下「眺望点」という。その場所が沿道に連続する場合には、当該道路区間を景観重要眺望路線（以下「眺望路線」という。））として指定し、それらの眺望の保全のために必要な基準を景観計画に定める景観形成基準に付加することができる。

2 町長は、前項の規定による眺望点又は眺望路線を指定しようとするときは、飯綱町景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、第1項の規定による眺望点又は眺望路線を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 町長は、第1項の規定による眺望点又は眺望路線を指定したときは、遅滞なく、これを表示する標識を設置しなければならない。

5 町長は、眺望点又は眺望路線の指定を解除又は変更しようとするときは、第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

6 町長は、眺望点又は眺望路線を保全、育成又は活用するために必要と認めるときは、関係する所有者等に対して助言し、技術的な支援又はこれに要する経費の一部を助成することができる。

第5章 自主的活動の支援

(景観づくり住民協定の認定等)

第26条 町長は、町民等が良好な景観づくりに関する住民協定を締結した場合において、その内容が地域の景観づくりに資するものであると認められるときは、当該協定を景観づくり住民協定として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする町民等は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定により景観づくり住民協定を認定したときは、その概要を公表するものとする。

4 第1項の規定により認定された景観づくり住民協定を締結した者は、その協定を変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

5 町長は、景観づくり住民協定が第1項の要件に該当しなくなったと認めるとき、その他、景観づくり住民協定として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6 町長は、第1項の規定により景観づくり住民協定を認定したとき、又は前項の規定によ

りその認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(景観づくり団体の認定等)

第27条 町長は、町民等又は事業者等が、町内において良好な景観づくりに資する活動や貢献することを目的とした活動を行う組織を形成したときは、町内において良好な景観づくりに資することを目的とする町民等又は事業者等が構成する団体で、規則で定める要件を満たすものを、景観づくり団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

3 町長は、景観づくり団体の活動内容が、第1項の目的に沿うものと認められなくなったときは、その認定を取り消すことができる。

4 町長は、第1項の規定により景観づくり団体を認定したとき、又は前項の規定によりその認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(良好な景観づくりに対する支援又は助成)

第28条 町長は、第24条及び第25条第6項の規定によるもののほか、法第81条の規定による景観協定、第26条第1項の規定による景観づくり住民協定又は前条第1項の規定による景観づくり団体に対し、これらの組織の活動が、良好な景観づくりに貢献すると認められる場合にあつては、必要に応じて、専門家の派遣、技術的な支援又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第29条 町長は、良好な景観づくりに著しく貢献していると認められる建築物、工作物その他のものについて、その所有者等を表彰することができる。

2 町長は、前項に定める者のほか、良好な景観づくりに著しく貢献していると認められる取組を行った個人又は団体を表彰することができる。

第6章 飯綱町景観審議会等

(飯綱町景観審議会)

第30条 町長は、良好な景観づくりに関し、必要な事項を調査及び審議するため、飯綱町景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、良好な景観づくりに関する事項について調査及び審議をする。

3 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する10人以内で組織する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係機関及び団体の代表者

(3) 公募による者

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年(補欠委員にあつては前任者の在任期間)とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 9 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 10 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(景観アドバイザー)

第31条 町長は、良好な景観づくりを推進するために必要な情報を収集し、この条例の運用において専門的な助言を受けるために、規則で定めるところにより、景観アドバイザーを置くことができる。

第7章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条から第29条までの規定は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号。以下「県条例」という。）第32条第1項の規定により長野県知事の認定を受けている景観育成住民協定は、第26条第1項の規定により町長の認定を受けた景観づくり住民協定とみなす。
- 3 施行日前に、県条例に基づく法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った行為については、その届出に係る処分等において県条例の規定を適用するものとする。
- 4 施行日前に、県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。